

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年4月30日(金) 午前9時30分から午前10時28分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席16名、欠席3名）】 出席委員：1番齋藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、 6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、 10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、 13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、 18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：3番大島博委員、5番園田岳彦委員、15番齋藤清美委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席3名）】 出席委員：8番伊井一夫委員、12番小島隆委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席19名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査（書記）
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	<p style="text-align: center;">議長</p> <p style="text-align: center;">4番 委員</p> <p style="text-align: center;">7番 委員</p>

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.1～No.7 7件
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.1～No.35 35件
- 報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.801 1件
- 報告第4号 農地の潰廃届について
No.1～No.2 2件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3001～No.3002 2件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5001～No.5004 4件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.1～No.48 48件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.1～No.2 2件
- 議 第5号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について

日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
松澤一久委員	<p>お疲れさまです。開会前に木島局長から説明がありましたように、本日、齋藤会長が欠席されていますので、私が議長をさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは会議に入ります。本日の欠席通告委員は、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、15番齋藤清美委員の3名で、定足数に達しております。</p> <p>また、本日は推進委員の8番伊井一夫委員、12番小島隆委員、14番田中清委員からもご出席いただいております。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、4番恩田正平委員、7番米原文明委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願ひについて説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 1番磯部地区の件ですが、藤崎地内の9筆1,453.61㎡について、</p>

	<p>山林になっております。</p> <p>2番能生谷地区の件ですが、大沢地内の3筆627㎡について、山林になっております。</p> <p>3番磯部地区の件ですが、百川地内の1筆68㎡について、山林になっております。</p> <p>4番磯部地区の件ですが、百川地内の2筆1,554㎡について、山林になっております。</p> <p>5番能生谷地区の件ですが、大道寺地内の1筆254㎡について、山林になっております。</p> <p>6番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の10筆2,458㎡について、山林になっております。</p> <p>7番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆545㎡について、山林になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔なし〕と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>1番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆1,302㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>2番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆1,043㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>3番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆1,638㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>4番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆1,057㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>5番下早川地区の件ですが、東海地内の3筆1,861㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p>

6 番下早川地区の件ですが、堀切地内の4筆4,203㎡について、圃場整備のため解約するものです。

7 番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆1,400㎡について、圃場整備のため解約するものです。

8 番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆742㎡について、圃場整備のため解約するものです。

9 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆1,698㎡について、圃場整備のため解約するものです。

10 番下早川地区の件ですが、堀切地内の9筆2,517㎡について、圃場整備のため解約するものです。

11 番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆2,214㎡について、圃場整備のため解約するものです。

12 番下早川地区の件ですが、堀切地内の2筆304㎡について、圃場整備のため解約するものです。

13 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆1,606㎡について、圃場整備のため解約するものです。

14 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆410㎡について、耕作者の変更のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

15 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆867㎡について、圃場整備のため解約するものです。

16 番下早川地区の件ですが、堀切地内の6筆5,050㎡について、圃場整備のため解約するものです。

17 番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆1,235㎡について、圃場整備のため解約するものです。

18 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆1,564㎡について、圃場整備のため解約するものです。

19 番下早川地区の件ですが、堀切地内の13筆2,575㎡について、圃場整備のため解約するものです。

20 番下早川地区の件ですが、堀切地内の7筆1,473㎡について、圃場整備のため解約するものです。

21 番下早川地区の件ですが、堀切地内の10筆1,916㎡について、圃場整備のため解約するものです。

22 番下早川地区の件ですが、堀切地内の5筆1,696㎡について、圃

場整備のため解約するものです。

23 番下早川地区の件ですが、堀切地内の12筆1,202.30㎡について、圃場整備のため解約するものです。

24 番下早川地区の件ですが、堀切地内の7筆3,388㎡について、圃場整備のため解約するものです。

25 番下早川地区の件ですが、清水山地内の3筆1,443㎡について、圃場整備により耕作者が変更となるため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

26 番下早川地区の件ですが、上出地内の4筆4,106㎡について、圃場整備のため解約するものです。

27 番下早川地区の件ですが、上出地内の6筆3,926.52㎡について、圃場整備のため解約するものです。

28 番下早川地区の件ですが、上出地内の8筆3,330㎡について、圃場整備のため解約するものです。

29 番上早川地区の件ですが、土塩地内の4筆4,464㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

30 番大和川地区の件ですが、大和川地内の9筆3,055㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約するものです。

31 番西海地区の件ですが、平牛地内の4筆3,319㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約するものです。

32 番西海地区の件ですが、平牛地内の2筆878㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

33 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆184㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

34 番能生谷地区の件ですが、島道地内の5筆4,590㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

35 番能生谷地区の件ですが、島道地内の5筆5,010㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。

以上で、説明を終わります。

只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長

議長

議長	<p><報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。13頁をご覧ください。 801番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆173㎡について、用途変更したいものです。申請地は狭小地のため畑として耕作するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第4号 農地の潰廃届について> 報告第4号 農地の潰廃届について説明を求めます。 説明いたします。14頁をご覧ください。</p>
議長	<p>1番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆187㎡について、農業用倉庫等の整備のための潰廃になります。地図No.1をご覧ください。申請地は、北陸自動車道近くの場所になります。申請人は、農業用倉庫が圃場整備地内にあるため、その代替施設として当地に農業用倉庫及び作業用スペースを整備したいものです。 2番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆198㎡について、農業用車両置場等のための潰廃になります。地図No.2をご覧ください。申請地は、広域農道上覚谷根線沿いの場所になります。申請人は、ハウス及び農業用倉庫のある場所が手狭なため、農業用車両等の駐車スペースを整備したいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長 石曽根主査	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。15頁をご覧ください。</p> <p>3001番根知地区の件ですが、東中地内の3筆5,978㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、根知小学校近くの場所です。譲渡人は、転居を機に耕作をやめ今後も耕作を再開する見込みがないため、譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、根知地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3002番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆948㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道北部1号線沿いの場所です。譲渡人は県外在住で耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人へ申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。16頁をご覧ください。</p> <p>5001番糸魚川地区の件ですが、南寺町2丁目地内の1筆445㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道中断道線より少し奥に入った場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5002番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の2筆228㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道符古道線近くの場所です。譲受人は、現在市営住宅に居住しているが手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5003番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆338㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道八千川公園1号線沿いの場所です。譲受人は、現在妻の実家に同居しているが、手狭なため住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込</p>

	<p>まれます。</p> <p>5004 番青海地区の件ですが、田海地内の1筆 42 m²について、住宅敷地のための、贈与による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、市道福来口線近くの場所です。申請地は所有する住宅と土蔵の間にあり、申請地を譲受け、通路及び庭として利用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 米原委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>5001 番、5002 番の現地調査を行ったところ、現況は雑種地であり、すぐに住宅を建てることのできる状態でしたが、議案の表記は田で良いのでしょうか。</p>
<p>伊藤主査 議長</p>	<p>実際は保全管理されている場所であり、休耕地です。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、48件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが7件ございます。まず、齊藤健一郎委員の案件を先に審議しますので、齊藤健一郎委員、退席をお願いします。</p>
<p>議長 石曾根主査</p>	<p>〔齊藤健一郎委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。18頁をご覧ください。</p> <p>6番下早川地区の件ですが、新町地内の1筆 532 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>

議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔齊藤健一郎委員入室〕 次に福田委員の案件を審議します。福田委員、退席をお願いします。
議長	〔福田委員退室〕
議長	事務局の説明を求めます。
石曾根主査	説明いたします。25 頁をご覧ください。 38 番磯部地区の件ですが、百川地内の 4 筆 3,678 m ² について、更新するものです。 39 番磯部地区の件ですが、百川地内の 2 筆 2,772 m ² について、更新するものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔福田委員入室〕 次に稲葉委員の案件を審議します。稲葉委員、退席をお願いします。
議長	〔稲葉委員退室〕
議長	事務局の説明を求めます。
石曾根主査	説明いたします。25 頁をご覧ください。 40 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 1 筆 667 m ² について、更新するものです。 41 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 4 筆 3,227.77 m ² について、更新するものです。 42 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 1 筆 1,017 m ² について、更新するものです。 43 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 1 筆 411 m ² について、更新するものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 石曾根主査</p>	<p>〔稲葉委員入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。17 頁をご覧ください。</p> <p>1 番下早川地区の件ですが、東海地内の 1 筆 410 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>2 番下早川地区の件ですが、東海地内の 1 筆 312 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>3 番下早川地区の件ですが、道明地内の 1 筆 2,065 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>4 番下早川地区の件ですが、上覚地内の 1 筆 1,322 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>5 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 1 筆 2,514 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>7 番下早川地区の件ですが、田屋地内の 1 筆 1,270 m²について、更新するものです。</p> <p>8 番下早川地区の件ですが、田屋地内の 2 筆 3,052 m²について、更新するものです。</p> <p>9 番下早川地区の件ですが、田屋地内の 1 筆 1,275 m²について、更新するものです。</p> <p>10 番下早川地区の件ですが、清水山地内の 4 筆 1,479 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>11 番下早川地区の件ですが、上出地内の 1 筆 1,128 m²について、更新するものです。</p> <p>12 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 2 筆 800 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>13 番下早川地区の件ですが、東塚地内の 1 筆 1,434 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>14 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 2 筆 1,820 m²について、移転するものです。</p> <p>15 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の 3 筆 1,459 m²について</p>

て、移転するものです。

16 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆967 m²について、移転するものです。

17 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の7筆892 m²について、移転するものです。

18 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の6筆7,040 m²について、移転するものです。

19 番上早川地区の件ですが、砂場、北山地内の2筆2,252 m²について、移転するものです。

20 番上早川地区の件ですが、北山地内の14筆6,005 m²について、移転するものです。

21 番上早川地区の件ですが、北山地内の2筆2,213 m²について、移転するものです。

22 番上早川地区の件ですが、北山地内の2筆1,982 m²について、移転するものです。

23 番上早川地区の件ですが、北山地内の2筆1,036 m²について、移転するものです。

24 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆1,015 m²について、移転するものです。

25 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆546.45 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

26 番糸魚川地区の件ですが、寺島3丁目地内の4筆1,473 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

27 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆713 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

28 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆737 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

29 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆766 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

30 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,047 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

31 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,047 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

	<p>32 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆2,970㎡について、更新するものです。</p> <p>33 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆829㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>34 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆2,401㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>35 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆5,007㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>36 番今井地区の件ですが、西中地内の2筆3,782㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>37 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆1,850㎡について、更新するものです。</p> <p>44 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆1,357㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>45 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆1,023㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>46 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の2筆3,611㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>47 番大和川地区の件ですが、大和川地内の9筆3,055㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>48 番西海地区の件ですが、平牛地内の5筆4,666㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>14 番から 24 番の件ですが、こういった場合は農業者年金の扱いはどうなるのでしょうか。</p> <p>この方は経営移譲年金をもらっていたのですが、その分が取消しということになりますのでかなりの減額になりますが、総合的な判断で、ご本人も承知の上での申請です。</p> <p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長 片山委員	
伊藤主査	
議長	
議長	

<p>議長 石曾根主査</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について> 議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。 説明いたします。29頁をご覧ください。 1番下早川地区の件ですが、滝川原地内の2筆3,611㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 2番大和川、西海地区の件ですが、大和川、平牛地内の14筆7,721㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 議長 議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><議第5号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について> 議第5号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について説明を求めます。 説明いたします。31頁をご覧ください。 農地の売買、貸し借りは、各地区の平均的な農家規模に応じて10aまたは20aと設定されている「下限面積」に達した農家のみ行えることとなっておりますが、遊休農地の解消と新規就農の促進のため、空き家とセットになった遊休農地について、その農地に限って下限面積を別途設定できる制度があり、糸魚川市でも令和元年からこの制度を採用していますが、そのうち、令和元年7月に登録された大野の農地について、先月の5条の転用の議案にあった土地ですが、登録されていた一部の農地が第三者に譲渡されることになったため、空き家の所</p>

議長	<p>有者から、その土地を外したい趣旨の届出がありましたので、これに基づき下限面積の設定を変更するものであります。地図のNo.9をご覧ください。これまで登録されていた1筆、129㎡を別表から削除させていただきます。以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/31(月) 午前9:30～ 市役所 201・202 会議室 <p>イ その他</p>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>